

重要事項説明

(1) 事業者(法人)の概要

社名

株式会社リナース

設立

2023年9月28日

所在地

東京都荒川区町屋 3-12-12 マロニエハイツ 301

代表者

代表取締役 長谷部 康太 茂木稜也

(2) 事業所の概要

事業所名

リナース訪問看護リハビリステーション町屋

所在地

東京都荒川区町屋3-12-12 マロニエハイツ 301

連絡先

03-6807-8704

管理者名

長谷部 康太

サービス種類

訪問看護

介護保険指定番号

1361890310 号

サービス提供地域

荒川区、足立区、台東区、墨田区、北区、葛飾区、文京区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

平日

9:00~18:00(水曜日13:00~18:00)

定休日

水曜日9:00~13:00土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

(3) 提供するサービス内容

訪問看護または介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、訪問看護職員(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)が、そのお宅に訪問し、療養上必要なお世話や、診療の補助を行い、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復を図るサービスです。

3事業の目的・運営方針

(1) 目的

要支援または要介護状態にあるご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立し、安心した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス

実施にあたり、地域の保健医療・福祉など関係機関と連携を図り、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の件を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

・ご利用様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当【自立】と認定された場合

※非該当(自立)と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

・ご利用様が亡くなられた場合

④契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解除することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続しないほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

・訪問看護のサービスをご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

5緊急時・災害時の対応方法

(1) 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

(2) 業務継続計画(BCP)の策定等について

・感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じる。

・感染症の予防及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等に取り組む。

6 高齢者虐待防止の促進

・当事業所における、虐待防止対策を検討する委員会の設置及び定期的開催を行います。(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)また、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

・当事業所における虐待防止のための指針を整備いたします。

・当事業所において、従業員に対し虐待防止のための研修を定期的実施いたします。(年1回以上)

・前三号を掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くこととします。

個人情報の取り扱いについて

当事業所では、利用者様の個人情報を以下のとおり取り扱います。下記の内容をご確認いただき、同意の上、訪問看護を申し込みいただきますようお願い申し上げます。

1、利用目的

- ① 利用者様へ適切な医療サービスの提供のため
- ② 病院事務・管理を適切に行うため
- ③ 法令・行政上の業務への対応のため
- ④ 保険請求業務のため
- ⑤ ご家族への病状説明のため

以上の目的以外で情報を利用する場合、理由を説明し同意を得た上で行うものといたします。ただし、緊急の場合、治療上必要な場合等、当社が必要だと判断した場合は、利用を優先し、後ほどご説明させていただきます。

2、個人情報の第三者提供について

利用者様の個人情報は、あらかじめ利用者様の同意をいただくことなく、外部に提供することはありません。ただし、以下の利用目的に該当する場合は、利用者様から特にお申し出がない限り、医療サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、利用者様の個人情報を第三者に提供する場合があります。

- ① 医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること
- ② 医療の提供のため、外部の医師等の意見・助言を求めること
- ③ 医療の提供のため、他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること
- ④ 利用者への医療の提供に際して、家族等への病状の説明を行うこと

3、業務委託について

医療を提供するに当たり、業務の一部を外部に委託しています。委託先に対しては、契約等にて個人情報保護に関する監督を行っております。

主な業務委託の内容は次の通りです。検査業務、医療事務関連業務、健診業務、清掃業務、情報システム管理、廃棄物処理。

4、利用者様の権利

当社の管理する個人情報については、ご本人による開示請求・訂正・削除・利用停止等を求めることが可能です。

